秋田県訓令第四号

秋田県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

庁中一般
労働委員会

秋田県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田県労働委員会事務局処務規程（昭和三十年秋田県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章　略 第二章　職務権限（第四条・第五条） 第三章　公印の取扱い及び行政文書の管理（第六条・第七条） 第四章　服務等（第八条） 附則	目次 第一章　略 第二章　職務権限（第四条―第七条） 第三章　公印の取扱い及び行政文書の管理（第八条・第九条） 第四章　服務等（第十条） 附則
第一条　略	第一条　略
2　審査調整課に、当該課の所掌事務を分掌させるため、チームを置く。	2　審査調整課に、当該課の所掌事務を分掌させるため、班を置く。
第三条　事務局に事務局長のほか、課長及びチームリーダーを置く。	第三条　事務局に事務局長のほか課長、主任及び主事を置く。
2　前項に定めるもののほか、事務局に特定の事務を処理させる職として、必要に応じて、参事、上席主幹、主幹、副主幹、サブリーダー、主査、主任及び主事を置くことができる。	2　前項に定めるもののほか、事務局に特定の事務を処理させる職として、必要に応じて、参事、上席主幹、主幹、副主幹及び主査を置くことができる。
	3　略

第五条　略	第五条　略
2・3　略	2・3　略
4　チームリーダーは、上司の命を受けて、特定の重要事項の企画、調査等に関する事務をつかさどるとともに、チームの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	4　略
5　略	
6　サブリーダーは、上司の命を受けて、チームリーダーを補佐し、所属の職員を指揮監督する事務をつかさどる。	5～7　略
7～9　略	
第三章　略	第六条・第七条　略
第六条・第七条　略	第三章　略
第四章　略	第八条・第九条　略
第八条　略	第四章　略
	第十条　略

附　則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。